

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成24年6月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ石巻中里店

石巻市南中里一丁目10番地5号 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社デンコードー 代表取締役 井上 元延

仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号

3 市町村の意見の概要

近隣に小中学校があり、店舗周辺が通学路となっているため、店舗の開店時刻及び駐車場利用時刻が早まることで、利用客が駐車場へ出入りする時間と重複する。また、大売り出し等イベント時には、早朝から駐車場へ出入りする車両が考えられる。さらに、荷さばき時間帯においても塾通いする児童・生徒の帰宅時間と重複する。そのため、児童生徒の安全確保対策を講じてほしい。

閉店時刻の変更も、児童・生徒の夜間外出を誘惑する要因となるから、夜間における店の管理も徹底してほしい。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課、宮城県県政情報センター、石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所

6 縦覧期間

平成24年6月20日から平成24年7月20日まで（ただし、閉庁日を除く。）